

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和 5 年度）

住 所	大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の12
事業者名	関西空港交通株式会社
代表者名	取締役社長 河合 潤二

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
E V 付き リムジンバス	新型コロナウイルス禍の影響により既存車両の運用を最優先させることから、当該車両の今後の導入計画は順延します。	計画は順延

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
E V 付き車両を 運行する路線	車いすの旅客が E V 付きバスを利用する際の一連の体制(予約、手配方法、現場取扱い運用)のマニュアルを利用し、乗務員を含む職員への再周知をおこなう。	実施済

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
リムジンバス (E V 付き車両 含)を運行する路 線	①手助けが必要な旅客がリムジンバス車両への乗降時に、バス乗務員・のりば係員等が可能な範囲で支援(手助け)をおこなう。 ②車いすの旅客が E V 付きバスへの乗降時に、バス乗務員・のりば係員等が E V 装置を作動し、支援(手助け)をおこなう。	①従前から対応済 ②車いす旅客の E V 付きバスの利用は無し

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
リムジンバス (E V 付き車両 含)を運行する路 線	当社ホームページを利用した情報提供が基本となるが、高齢者や障害者が使用しやすいかどうか(健常者目線での案内に固守していないか)の検証をおこなう。	前年度に引き続き、ホームページ、関西空港側停留所において、多言語及び車椅子マークで表示、掲出し、情報を継続提供していますが、ご意見等はいただいていません。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・障がい者の接遇に関する民間資格の取得推進(障がい者が参画する研修の実施) ・接遇研修の実施	①主要職員(乗務員)の「交通サポートマネージャー」講習への参加及び認定証取得に係る経費の一部を当社が負担する。 ②上記講習参加時に障害者の方々との意見交換会に参加する。 ③上記認定証取得者が全乗務員の小グループ活動(=班別活動)時に研修してきた内容を踏まえての講習や当該事業の教育DV Dを視聴させる。 ④2025年大阪万博開催に向けた「バリアフリー啓発教育(学び・体験)」への参画。	未開催(順延)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
リムジンバス(EV付き車両含)を運行する路線	①座席の一部を優先席として、案内やヘルプマークを掲示し周知をおこなう。 ②乗務員を含む関係者に改めて優先席の必要性についての教育をおこなう。	①継続実施 ②新乗務員教育時において実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・移動等円滑化の促進のため営業部が主セクションとなり、推進体制を構築する。 ・自社ホームページや電話で寄せられる苦情・利用者意見等を営業部で集約し、自社他セクションとの共有、運輸行政・関係各社(関西エアポート等)・共同運行バス会社とも連携し、自社としての取組改善に活用・反映させる。 ・2021年度に導入したスマートフォン用アプリケーションソフトの情報掲載画面(ミライロ I D)の呈示による運賃の割引施策の関係者への再周知をおこなう。
--

(3) 報告書の公表方法

自社ホームページにて公表します。

(4) その他

特になし

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備えたもの	リフトを備えたもの		計	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
前年度車両数	55	0	0	0	0	0	0	55	55	0	1	0	0	0	
年度内に供用を開始した車両数	16	0	0	0	0	0	0	16	16	0	0	0	0	0	
年度内に供用を廃止した車両数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
年度末車両数	71	0	0	0	0	0	0	71	71	0	1	0	0	0	

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたもの、
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。